

# 検査センターからのお知らせ

## 検査料金変更のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。4月1日送付の「保険点数一覧表」に誤りがありましたのでお知らせいたします。

保険適応外検査の**関節液検査**が保険適応となりました。

**令和4年4月1日より**、下記項目について**検査料金を変更**させていただくことと致しましたので、取り急ぎご案内致します。ご利用よろしくお願い致します。

### ◆D004-2 穿刺液・採取液検査 関節液検査 実施料 50点

新点数：令和4年4月1日～

(税抜)

関節液検査	新		旧	
	点数	料金	点数	料金
ピロリン酸カルシウム結晶 (偽痛風)	50点	220円	保険適応外	300円
尿酸ナトリウム結晶 (痛風)		220円		300円

#### 【算定条件】

- ① 関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定する。
- ② 当該検査と区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

<変更期日> 令和4年4月1日 受付分より

保険点数一覧表

【お問い合わせ先】呉市医師会臨床検査センター  
TEL (0823) 25 - 7755

誤

正

11	関節液	関節液一般
-		ピロリン酸Ca
-		関節液尿酸

11	関節液	関節液一般
50		ピロリン酸Ca
		関節液尿酸